

第4. 諸外国税関当局との協力

1. 税関協力会議等

WCO（世界税関機構）を中心とした多国間での税関当局の対話・協力の枠組みとともに、二国間や地域レベルでの当局間の協力を深めることも、税関手続の調和・簡素化による貿易円滑化や税関当局間の情報交換等による水際取締りの強化を効果的に進めるために重要であり、我が国も関係の深い国との対話を積極的に進めている。

(1) 日米

①日米税関協力会議

日米税関協力会議は、1982年1月の米国関税庁（当時：組織再編により現在は国土安全保障省税関国境取締局）長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、2004年まで日米交互に開催してきた。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2009年6月には、日米間のAEO相互承認取決めに署名した。

②CSI（Container Security Initiative）

米国関税庁は、2001年9月の同時多発テロの発生を受け、2002年1月、米国向け海上コンテナに大量破壊兵器を隠匿し米国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため、米国向けコンテナ貨物を船積みする外国の港に米国税関職員を派遣し、当該国税関と協力して危険性の高いコンテナの特定を行うCSI（海上コンテナ安全対策）を提案。

我が国との間では、2003年3月より順次、横浜港、ロサンゼルス・ロングビーチ港、東京港、神戸港及び名古屋港を対象として実施している。

(2) 日カナダ

①日加税関協力会議

カナダ国境サービス庁（カナダ税関当局）との協力を強化するため、2005年6月に第1回日加税関協力会議をカナダ・オタワにて開催し、日・カナダ税関協力取決め（当局間取決め）に署名した。2008年6月の第2回会議（於：オタワ）では、カナダとのCSI実施の覚書に署名。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2010年6月には、日カナダ間のAEO相互承認取決めに署名した。

(3) 日中韓

①日中韓関税局長・長官会議

日中韓3か国の税関協力は、日中韓関税局長・長官会議（TCHM：Tripartite Customs Heads

Meeting）の枠組みの下で進められている。TCHMは、税関行政上の諸問題について日中韓3か国の税関当局（我が国：財務省関税局、中国：海関総署、韓国：関税庁）のトップが率直な議論を行い、税関が直面する課題について共通認識を深めるとともに、情報交換等の協力関係を一層強化するため、2007年から開催されている。これまで6回開催されており、直近の会議は2017年11月、我が国（東京）で開催。

②日中税関協力会議

中国の税関当局との連携強化を図ること等を目的とし、関税局長・海関総署長レベルの会議として開催することとしており、2000年5月の第1回会合（於：北京）以降、これまで7回開催。

直近の会議は、第6回日中韓関税局長・長官会議の機会に併せて2017年11月に我が国（東京）において開催。

③日韓税関協力会議

1970年7月、第4回日韓定期閣僚会議（於：ソウル）の合意に基づいて日韓税関実務会議を設置。2002年3月の会合（於：東京）から局長・庁長レベルに格上げされ、現在まで通算31回開催。

直近の会議は、2016年11月に我が国（東京）において開催。

(4) 日ASEAN

・日・ASEAN関税局長・長官会合

1999年5月にASEAN事務局から、ASEAN関税局長・長官会議（年1回開催）の際に我が国関税局長を招いて日・ASEAN間における関税技術協力について非公式に意見交換を行いたい旨打診がなされたことを受け発足した。同年7月に第1回協議がマレーシアで開催されて以降、毎年ASEAN関税局長・長官会議に併せて開催され、ハイレベルでの意見交換が行われている。併せて個別国との政策協議も実施している。

(5) 日EU

・日EU税関協力合同委員会（JCCC：Joint Customs Cooperation Committee）

2008年2月1日に発効した税関相互支援協定に基づき、税関協力に関する共通の関心事項等を議論するため、日EU税関当局の関税局長レベルの会議として、2008年2月からJCCCを開催。直近では、2019年6月にブリュッセルにおいて第9回会議が開催された。

(6) 日露

・日露局長級税関協力会議

2009年10月、日露税関相互支援協定（2009年5月発効）のフォローアップ実務者会合がモスクワで開催され、局長・長官級の会議を立ち上げることで合意した。これに基づき、2010年9月に第1回日露局長級税関協力会議（於：東京）を開催。

直近では、2017年4月に東京において第5回会議を開催し、貿易円滑化手法等に関する意見交換を行う専門家対話の設置等、貿易円滑化に向けた協力の推進に関する日露貿易円滑化に関する協力覚書に署名した。

(7) 日豪

・日豪税関協力会議

1998年4月、豪州関税庁長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、日豪税関当局の長をヘッドとする会議として開始。最近ではWCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2003年6月には「日本税関当局と豪州税関当局間における協力枠組み」に署名し、2017年7月には、同枠組みを「税関に係る事項における日本国税関当局と豪州移民・国境警備省との間の協力枠組み」と改定した上で署名した。また、2019年6月には日豪間のAEO相互承認取決めに署名した。

(8) 日NZ

2004年4月に署名された「日・ニュージーランド税関当局の協力枠組み」のフォローアップとして、日NZ税関協力会議を開始し、2008年5月の第2回税関協力会議（於：東京）では、日NZ間のAEO相互承認取決めに署名した。

2. 税関相互支援協定等

(1) 税関相互支援協定（CMAA：Customs Mutual Assistance Agreement）

①経済・社会のグローバル化の進展や、人や物の国境を越える動きが拡大する中、不正薬物・銃砲等の社会悪物品の水際取締りのみならず、セキュリティを脅かす大量破壊兵器、知的財産侵害物品の水際での取締り等の必要性が一層増大している。こうした中、税関行政を一層効果的に進めていく観点から、外国の税関当局と相互支援・協力を推進することの重要性が高まっている。諸外国税関においては、外国税関当局との相互支援・協力体制のひとつの形式として、税関相互支援協定等の枠組み構築に向けた取組が進められており、我が国においても、諸外国との間で税関相互支援に関する枠組みの構築に向け積極的に取り組んで

いる。

我が国の税関相互支援に関する枠組みの形式としては、政府間協定（税関相互支援協定、EPA（注：EPAの中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの）、当局間取決め等の形式があり、2023年7月末現在、41か国・地域との間で協定等が締結・署名されている。

②税関相互支援協定等は、税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和等について協力することを定めた枠組みである。協定の締結等により、我が国関税法上の要件である相手国に提供する情報の秘密保持・目的外使用制限等の包括的な担保が可能となるほか、手続が明確化されるため、税関当局間における情報交換や協力の促進が期待される。

(2) 税関相互支援協定等の骨子

①支援・協力の内容

・情報交換

相手国税関当局の要請又は自らの判断により、関税法令の適正な適用の確保及び不正薬物・銃砲等の密輸、知的財産侵害等の関税法令違反の防止、調査及び処置等のために必要な情報の交換。

なお、提供される情報は、秘密として取り扱われ、また、同意のない限り、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されない。

・特別な監視

関税法令に反する（又はその疑いのある）者、物品、輸送手段等に対する情報提供及び監視。

②支援・協力の条件

・全ての支援及び協力は、それを提供する国の国内法令に従い、かつ、税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。

・主権、安全保障等重大な国益を侵害する場合には、その支援を拒否又は留保することができる。

(3) 税関相互支援協定等の現状（2023年7月末現在）

発効済 又は 署名済 (41か国・ 地域 注1)	<p>○税関相互支援協定 米国 (1997.6), 韓国 (2004.12), 中国 (2006.4), EU (2008.2), ロシア (2009.5), オランダ (2010.3), イタリア (2012.4), 南アフリカ (2012.7), ドイツ (2014.12), スペイン (2015.5), ノルウェー (2016.9), メキシコ (2018.7), ウズベキスタン (2019.12), 英国 (2021.1), ブラジル (2021.9), ウルグアイ (2021.10), モルドバ (2022.6), バングラデシュ (2023.4), ボリビア (2023.6), イラン (2021.8署名),</p> <p>○経済連携協定関連 注2 シンガポール (2002.11), マレーシア (2006.7), タイ (2007.11), インドネシア (2008.7), プルネイ (2008.7), フィリピン (2008.12), スイス (2009.9), ベトナム (2009.10), インド (2011.8, 2022.5 改定), ベルギー (2012.3), オーストラリア (2015.1), モンゴル (2016.6), CPTPP (※)</p> <p>(※) CPTPP参加国: メキシコ (2018.12), シンガポール (2018.12), ニューゼーランド (2018.12), カナダ (2018.12), オーストラリア (2018.12), ベトナム (2019.1), ベルギー (2021.9), マレーシア (2022.11), チリ (2023.2), プルネイ (2023.7), 英国 (2023.7署名) 注3</p> <p>○税関当局間取決め オーストラリア (2003.6, 2017.7改定), ニューゼーランド (2004.4, 2014.6改定), カナダ (2005.6), 香港 (2008.1), マカオ (2008.9), フランス (2012.6), ベルギー (2017.7), オーストラリア (2019.5)</p> <p>○その他 台湾 (2017.11) 注4</p> <p>※下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの ※ () 内は発効年月</p>
--------------------------------------	---

(注1) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上 (例: オーストラリアとは経済連携協定, CPTPP及び税関当局間取決めを作成)

(注2) 経済連携協定の中に税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注3) CPTPPについては、協定寄託国であるニューゼーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了した国について、協定の効力が発生

(注4) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

3. AEO相互承認

AEO制度を導入した各国税関当局間において、同制度を相互に承認し、一層の二国間の安全かつ円滑な物流を目指す取組みが、近年、各国で進展している。我が国はこれまで、ニューゼーランド、米国、EU、カナダ、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、中国、台湾 (注)、オーストラリア、英国、タイとの間で相互承認取決めに署名・実施したほか、各国と協議等を行っている。

(注) 台湾との取決めは、民間機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会

との間で作成された取決め。

AEO相互承認に係る我が国と各国との取組み状況は以下のとおり。

① ニューゼーランド

2008年5月、相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

② 米国

2009年6月、相互承認取決めに署名、実施。なお、実施対象の双方向化は2012年12月より実施。

③ EU

2010年6月、相互承認取決めに署名。2011年5月より実施。

④ カナダ

2010年6月、相互承認取決めに署名。2012年11月より実施。

⑤ 韓国

2011年5月、相互承認取決めに署名。同年11月より実施。

⑥ シンガポール

2011年6月、相互承認取決めに署名。同年8月より実施。

⑦ マレーシア

2014年6月、相互承認取決めに署名。2015年3月より実施。

⑧ 香港

2016年8月、相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

⑨ 中国

2018年10月、相互承認取決めに署名。2019年6月より実施。

⑩ 台湾

2018年11月、「認定事業者制度の相互承認に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め」(略称「AEO相互承認に係る日台民間取決め」)に署名。2019年5月より実施。

⑪ オーストラリア

2019年6月、相互承認取決めに署名。同年9月より実施。

⑫ 英国

2020年12月、相互承認取決めに署名。2021年1月より実施。

⑬ タイ

2022年4月、相互承認取決めに署名。同年9月より実施。

⑭ その他

スイス及びインドとの間でAEO相互承認に向

けて協議中。

4. 原産地証明書のデータ交換に向けた取組

2022年1月発効のRCEPなど、メガEPAを含めた各種EPAが進展する中、日本が締結するEPAの原産地証明手続は、輸入者等が自ら貨物が原産品であることを示す自己申告制度が導入されている一部のEPAを除き、多くのEPAで第三者証明制度（※）が採用されている。

（※）輸出締約国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して原産地証明書を発給する制度

日本への輸入についてはPDFファイル等での原産地証明書の提出が可能となっているが、日本からの輸出については、EPAの利用が多いASEAN向けなど、各国の税関当局から紙原本の提出が求められる場合が多く、産業界からはASEAN各国の税関当局における原産地証明書の

PDFファイル等による受理及び当局間の原産地証明書のデータ交換に期待する声がある。

当局間の原産地証明書のデータ交換は、PDFファイル等による受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であり、原産地証明書の真正性が確保されるメリットもあり、ASEAN域内では既に原産地証明書のデータ交換が実施されている。

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）においても「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する」ことが掲げられており、2021年、タイ、インドネシア及びASEANとの原産地証明書のデータ交換に係る協議を開始。日インドネシアEPAについては、データ交換のパイロット運用を経て、2023年6月26日より本格運用を開始。タイ及びASEANについては引き続き協議が進められている。